

「避難勧告等に関するガイドライン（国）」に対する府の考え方について

■本資料は、国ガイドラインを参考に大阪府として適用できる項目を整理したものです。各地域の特性等が異なるため、マニュアル改定に際して、市町村ごと採用する基準を検討してください。

国ガイドライン（H29.1）に対し、下線が変更箇所

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>洪水等の避難勧告等</b></p> <p><b>【洪水予報河川】</b></p> <p><b>■避難準備情報の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①、②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水位が避難判断水位である〇. 〇〇mに到達し、かつ、〇〇川氾濫警戒情報などの水位予測（※）により、引き続きの水位上昇が見込まれる場合</p> <p>② 漏水等が発見された場合</p> <p>※ 水位上昇の予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府、気象台の共同発表する「〇〇川氾濫警戒情報」</li> <li>・大阪府より提供する「洪水予測システム」（別紙参照）</li> <li>・降水短時間予報などの気象情報</li> </ul> <p>また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合（次の①、②のいずれかに該当）</p> <p>① 気象情報等（※）により、深夜、早朝に大雨警報（浸水害）に切り替わる可能性が言及されているなど、避難が必要となることが想定される場合</p> <p>② 台風が夜間から明け方に接近、通過し、気象情報等（※）により多量の降雨が予想される場合</p> <p>※ 降雨予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する気象情報、降水短時間予報</li> <li>・気象庁が提供する防災情報提供システムの「注意警戒時系列」「流域雨量指数」</li> <li>・国土交通省が提供する市町村向け川の防災情報の「市町村雨量経過表」など</li> </ul>	<p><b>【洪水予報河川】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p><b>【洪水予報河川】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：</p> <p>3：</p> <p>4：</p>
<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 水位が氾濫危険水位である 〇. 〇〇m に到達した場合</p> <p>② 水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報などの水位予測（※）により、急激な水位上昇による氾濫のお</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に避難勧告を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>それがある場合</p> <p>③ 異常な漏水等が発見された場合</p> <p>④ 水防団もしくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合</p> <p>※水位上昇の予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府、気象台の共同発表する「〇〇川氾濫警戒情報」</li> <li>・大阪府より提供する「洪水予測システム」（別紙参照）</li> <li>・降水短時間予報などの気象情報</li> </ul> <p>また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合（次の①、②のいずれかに該当）</p> <p>① 判断する時点（夕刻）で、水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、気象情報等（※）により、深夜・早朝に多量の降雨が予想される場合</p> <p>② 水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、気象情報等（※）により多量の降雨が予想される場合</p> <p>※ 降雨予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する気象情報、降水短時間予報</li> <li>・気象庁が提供する防災情報提供システムの「注意警戒時系列」「流域雨量指数」</li> <li>・国土交通省が提供する市町村向け川の防災情報の「市町村雨量経過表」など</li> </ul>	<p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が<u>堤防天端高（又は背後地盤高）</u>を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が<u>危険箇所の堤防天端高相当水位</u>を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：</p> <p>4：</p>
<p><b>■避難指示の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 水位が危険箇所氾濫相当水位※である〇〇mに到達するおそれが高い場合 （越水・溢水のおそれがある場合） ※危険箇所を水位観測点で定めている場合は、観測点の堤防高さとする</p> <p>② 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>④ 樋門・水門等の機能支障が発見された場合（対象施設がある場合、避難対象はエリアを限定）</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、<u>堤防天端高（又は背後地盤高）</u>である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、<u>危険箇所の堤防天端高相当水位</u>である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：</p> <p>4：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>【水位周知河川及び避難情報水位を提供する河川】</b></p> <p><b>■避難準備情報の設定例</b></p> <p>次の①、②のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 水位が避難判断水位である〇.〇〇mに到達した場合</p> <p>② 漏水等が発見された場合</p> <p>① ②によらず、水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、急激な水位上昇により氾濫のおそれがある場合は、避難準備情報を発令するものとする</p> <p>また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合（次の①、②のいずれかに該当）</p> <p>① 気象情報等（※）により、深夜、早朝に大雨警報（浸水害）に切り替わる可能性が言及されているなど、避難が必要となることが想定される場合</p> <p>② 台風が夜間から明け方に接近、通過し、気象情報等（※）により多量の降雨が予想される場合</p> <p>※ 降雨予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する気象情報、降水短時間予報</li> <li>・気象庁が提供する防災情報提供システムの「注意警戒時系列」「流域雨量指数」</li> <li>・国土交通省が提供する市町村向け川の防災情報の「市町村雨量経過表」など</li> </ul>	<p><b>【水位周知河川】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が<u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）</u>を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p>	<p><b>【水位周知河川】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が<u>氾濫注意水位</u>を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>3：</p> <p>4：</p>
<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～③のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 水位が氾濫危険水位である〇.〇〇mに到達した場合</p> <p>② 異常な漏水等が発見された場合</p> <p>③ 水防団もしくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合</p> <p>①から③によらず、氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で急</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合は、避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合（次の①、②のいずれかに該当）</p> <p>① 判断する時点（夕刻）で、水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、気象情報等（※）により、深夜・早朝に多量の降雨が予想される場合</p> <p>② 水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、気象情報等（※）により多量の降雨が予想される場合</p> <p>※降雨予測は下記の情報などを参考とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する気象情報、降水短時間予報</li> <li>・気象庁が提供する防災情報提供システムの「注意警戒時系列」「流域雨量指数」</li> <li>・国土交通省が提供する市町村向け川の防災情報の「市町村雨量経過表」など</li> </ul>	<p>① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>3：</p> <p>4：</p>
<p><b>■避難指示の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 水位が危険箇所氾濫相当水位（※）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ※危険箇所を水位観測点で定めている場合は、観測点の堤防高さとする</p> <p>② 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 決壊や越流が発生した場合</p> <p>④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（対象施設がある場合、避難対象はエリアを限定）</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が<u>堤防高（又は背後地盤高）</u>である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が<u>危険箇所の堤防天端高相当水位</u>である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：</p> <p>4：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
		<p><b>【その他河川等】（大阪府管理河川）</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p><u>1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。</u></p> <p><u>1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合</u></p> <p><u>2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</u></p> <p>① <u>B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</u>  ② <u>A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</u>  ③ <u>B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</u></p> <p><u>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</u></p> <p><u>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p> <p><u>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</u></p> <p><u>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</u></p> <p><u>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</u></p>
		<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p><u>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</u></p> <p><u>1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合</u></p> <p><u>2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</u></p> <p>① <u>B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</u></p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
		<p>② <u>A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</u></p> <p>③ <u>B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</u></p> <p>3：<u>異常な漏水・侵食等が発見された場合</u></p> <p>4：<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>
		<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p><u>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。</u></p> <p>1：<u>決壊や越水・溢水が発生した場合</u></p> <p>2：<u>水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が危険箇所の堤防天端高相当水位である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u></p> <p>3：<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p>4：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>【避難情報水位を提供していない河川及び水位計のない河川】</p> <p>■避難勧告の判断基準の設定例</p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 大雨警報（浸水害）が発表され、地域の累積雨量が〇〇mmを超え、面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合</p> <p>② 洪水警報が発表され、規格化版流域雨量指数の値が〇〇程度に達し、さらに上昇する傾向にある場合</p> <p>③ 水防団もしくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合</p> <p>④ 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合</p>	<p>【その他河川等】（小河川）</p> <p>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>【その他河川等】（<u>市町村管理河川</u>）</p> <p>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：<u>水防活動の目安となる水位が設定されている場合は</u>、A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：</p> <p>3：</p>
	<p>■避難勧告の判断基準の設定例</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p>	<p>■避難勧告の判断基準の設定例</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：<u>水防活動の目安となる水位が設定されている場合は</u>、A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
	<p>3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>3：</p>
	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：<u>水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、</u>A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：</p> <p>4：</p> <p><u>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、2の水位基準に代わり、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</u></p>



府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
	<p><b>【水位周知下水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成29年度出水期から提供開始）は、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とすることも考えられる。</li> <li>・浸水が発生した場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、避難指示（緊急）を発令する。</li> <li>・下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</li> </ul>	<p><b>【水位周知下水道】</b></p> <p><u>今後、水位周知下水道に指定した場合は、以下を参考に避難勧告等の判断を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成29年度出水期から提供開始）は、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とすることも考えられる。</li> <li>・浸水が発生した場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、避難指示（緊急）を発令する。</li> <li>・下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</li> </ul>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>【土砂災害編】</b></p> <p><b>■避難準備情報の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 土砂災害警戒準備情報が発表された場合（ただし、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合に限る）</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合（※）</p> <p>③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※②は避難経路に対象路線がある場合に該当</p>	<p><b>【土砂災害編】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p><u>1～3</u>のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<b>発令することが考えられる。</b></p> <p><u>1</u>：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</p> <p><u>2</u>：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p><u>3</u>：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1：<u>上記1～3</u>以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注2：土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の<b>判断基準例1</b>において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>	<p><b>【土砂災害編】</b></p> <p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p><u>1～4</u>のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<b>発令するものとする。</b></p> <p><u>1</u>：土砂災害警戒準備情報が発表された場合（ただし、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合に限る） <u>※土砂災害警戒準備情報は、平成30年2月に廃止する予定。</u></p> <p><u>2</u>：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</p> <p><u>3</u>：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p><u>4</u>：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1：<u>上記1～4</u>以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注2：土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の<b>判断基準例2</b>において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>
<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～④のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（气象台）の予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<b>発令することが考えられる。</b></p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<b>発令するものとする。</b></p> <p>1：</p> <p>2：</p> <p>3：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>④ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合  注：上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p>	<p>4：</p>
<p><b>■避難指示の判断基準の設定例</b></p> <p>次の①～⑤のいずれか1つに該当する場合</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の実況で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合</p> <p>② 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③ 土砂災害が発生した場合</p> <p>④ 山鳴り、流木の発生などが確認された場合</p> <p>⑤ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：土砂災害が発生した場合</p> <p>4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令するものとする。</u></p> <p>1：</p> <p>2：</p> <p>3：</p> <p>4：</p> <p>5：</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>【高潮災害編】</b></p> <p><b>○避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮災害からの避難は、想定される高潮の高さで対象が異なる。</li> <li>・ 大阪府地域に対する高潮警報は、水門等の閉鎖にかかる基準として発表されるため、高潮警報の発表即、高潮による浸水の危険性があるというものではなく、避難勧告等を判断するにあたっては、高潮警報等に記載される予想最高潮位に着目する必要がある。</li> <li>・ あらかじめ海岸管理者等に、当該地域における防潮堤の現況最低天端高及び潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断する。</li> <li>・ 高潮が予想される状況下においては、台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多い。このため、台風の暴風域に入る前に、要配慮者のみならず対象地域の全てが避難行動をする必要があることから、始めから避難勧告の発令とする。</li> <li>・ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を材料に、避難勧告に先立ち避難準備情報を早めに発令することも検討すべきである。また、高潮特別警報の場合は、広範囲の住民の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告を早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</li> </ul>	<p><b>【高潮編】</b></p> <p><b>○避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。</li> <li>・ 高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となる。高潮高が海岸堤防等の高さを大きく越えることで広い範囲での浸水が想定される場合には、<u>高潮ハザードマップ</u>（高潮浸水想定区域）のうち浸水深が深くなったり浸水が長期にわたったりする区域の居住者等の避難が必要である。</li> <li>・ あらかじめ、気象台、海岸管理者等に相談し、当該地域において、<u>高潮警報の基準潮位（危険潮位等）を上回る場合</u>に、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象区域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断することができる。</li> <li>・ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難勧告に先立ち避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令すべきである。</li> <li>・ 高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に<u>注視すべきである。</u></li> <li>・ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難勧告の発令を検討する。</li> <li>・ 被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</li> </ul>	<p><b>【高潮編】</b></p> <p><b>○避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。</li> <li>・ <u>大阪府地域に対する高潮警報は、水門等の閉鎖にかかる基準として発表されるため、高潮警報の発表即、高潮による浸水の危険性があるというものではなく、避難勧告等を判断するにあたっては、高潮警報等に記載される予想最高潮位に着目する必要がある。</u></li> <li>・ 高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となる。高潮高が海岸堤防等の高さを大きく越えることで広い範囲での浸水が想定される場合には、高潮浸水想定区域のうち浸水深が深くなったり浸水が長期にわたったりする区域の居住者等の避難が必要である。</li> <li>・ あらかじめ気象台、海岸管理者等に、当該地域における<u>防潮堤の現況最低天端高及び潮位</u>に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断する。</li> <li>・ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を材料に、避難勧告に先立ち避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令すべきである。</li> <li>・ 高潮特別警報の場合は、広範囲の住民の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告を早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に<u>注視するものとする。</u></li> <li>・ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難勧告の発令を検討する。</li> <li>・ 被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</li> </ul>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <p>高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの台風接近時に高潮により浸水の恐れがある区域</li> </ul> <p>設定例： <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測潮位が防潮堤の現況最低天端高以上計画堤防天端高未満の場合、地盤高が計画堤防天端高未満の地域</li> <li>・予測潮位が計画堤防天端高以上の場合地盤高がT. P + 5. 2 m未満の地域</li> </ul> </p>	<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <p>高潮で避難勧告等の対象となる区域は、高潮ハザードマップやその基となる高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。</p> <p>なお、高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、当該区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p>	<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドライン通りとする。</li> </ul>
<p><b>○避難勧告等の判断基準の設定例</b></p>	<p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</p> <p>3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	<p><b>■避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例</b></p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を<u>発令するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドライン通りとする。</li> </ul>
<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</p> <p>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表され、予測潮位が〇〇m以上になると予想されている場合</p> <p>2：高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合であって、予測潮位が〇〇m以上になると予想される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2：水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合</p>	<p><b>■避難勧告の判断基準の設定例</b></p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を<u>発令するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドライン通りとする。</li> </ul>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする。）</p> <p>3：高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及される場合であって、予測潮位が〇〇m以上になると予想され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合であって、予測潮位が〇〇m以上になると予想される場合</p>	<p>3：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p> <p>注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。</p>	
<p><b>■避難指示の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>1：潮位が「危険潮位※」を超えた場合</p> <p>2：海岸堤防の倒壊の発生</p> <p>3：水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）</p> <p>4：異常な越波・越流の発生（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある）</p> <p>※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令することが考えられる。</u></p> <p>1：海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>2：水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>3：異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>4：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>	<p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を<u>発令するものとする。</u></p> <p>・国ガイドラインどおりとする。</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p><b>【津波災害編】</b></p> <p><b>■避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <p>・どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難指示」を発令することを原則とする。ただし、津波注意報については下記のとおり、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とすることから、対象者に即時避難を促すため、より適切かつ効果的な他の手段を、避難指示に代えて講じることにしてもよい。</p> <p>・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。基本的な区分は以下のとおりであり、市町村毎に対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。</p> <p>① 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を基本とする</p> <p>② 津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を基本としつつ、各市町の実情、地域特性等に応じて設定する。</p> <p>③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</p>	<p><b>【津波編】</b></p> <p><b>■避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <p>・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。</p> <p>・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</p>	<p><b>【津波編】</b></p> <p><b>■避難勧告等の判断基準の設定の考え方</b></p> <p>・国ガイドライン通りとする。</p>
<p><b>○避難勧告等の判断基準</b></p> <p><b>■避難指示の判断基準の設定例</b></p> <p>1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>1：大津波警報、津波警報、（津波注意報*）の発表 （ただし、避難の対象区域が異なる）</p> <p>2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>*津波注意報については、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とすることから、対象者に即時避難を促すため、より適切かつ効果的な他の手段を、避難指示に代えて講じることにしてもよい。</p>	<p><b>○避難勧告等の判断基準</b></p> <p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 （ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。）</p> <p>2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p><b>○避難勧告等の判断基準</b></p> <p><b>■避難指示（緊急）の判断基準の設定例</b></p> <p>・国ガイドライン通りとする。</p>
<p><b>■遠地地震の場合の避難勧告等</b></p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、</p>	<p><b>■遠地地震の場合の避難勧告等</b></p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高</p>	<p><b>■遠地地震の場合の避難勧告等</b></p> <p>・国ガイドライン通りとする。</p>

府ガイドライン（従前）	国ガイドライン（H29.1）	大阪府の考え方（H29.6）
<p>避難勧告の発令を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>	<p>年齢等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>	
<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <p>津波災害は、家屋の倒壊・流失をもたらすこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波は勢いがあるため津波の高さよりも高い標高の地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、基本的には、屋内安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を行う必要がある。</p> <p>(1) 大津波警報の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき大阪府が設定した津波浸水想定区域。以下同じ）を基本とする</li> <li>ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。</li> </ul> <p>(2) 津波警報の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域を基本としつつ、各市町の実情、地域特性等に応じて設定する。</li> </ul> <p>(3) 津波注意報の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</li> <li>海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難の対象とする必要がある。</li> </ul>	<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <p>発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに自らがそれに基づき発令することができるかを確認しつつ、国・都道府県の協力・助言を積極的に求め、具体的な区域を設定する。</p> <p>なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p> <p>(1) 大津波警報の発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）</li> <li>ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。</li> </ul> <p>(2) 津波警報の発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。</li> <li>ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。</li> </ul> <p>(3) 津波注意報の発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。</li> <li>ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。</li> <li>海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難の対象とする必要がある。</li> </ul>	<p><b>○避難勧告等の対象とする区域の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国ガイドライン通りとする。</li> </ul>